

## 第6 やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について

### 1 背景

- ・ 「やまがた緑環境税」は平成19年度に創設され、森林の有する公益的機能の維持・増進及び持続的な発揮に関する施策を実施しています。
- ・ 本県には、管理放棄され荒廃のおそれのある森林等が12万ha（H28）あるものと推計し、それらの森林のうち県民生活に影響が大きい保全上重要な森林の整備を行っています。
- ・ 荒廃森林の整備は、県等が事業実施主体となり平成19年度から令和2年度まで14年間で16,280haの整備（計画16,240ha）を行っていますが、依然として多くの荒廃森林が残されています。
- ・ 一方、国は新たに森林環境譲与税を導入し、令和元年度から県及び市町村に譲与を始めています。
- ・ その使途は、「森林の整備に関する施策」、「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」、「木材利用の促進」、「その他の森林の整備の促進に関する施策」と幅広であり、県の「やまがた緑環境税」と使途が重複します。

### 2 森林整備関係事業（ハード事業）の基本的な考え方

#### (1) 将来の姿

- ・ 森林経営管理制度は、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない私有人工林の所有者に対して、自ら経営管理するのか若しくは市町村に委託するのか意向調査を行い、市町村が経営管理権を取得した森林については、林業経営に適した森林は地域の「意欲と能力のある林業事業者」に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理することで、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ることを目的としています。
- ・ 森林経営管理制度が順調に進んだ場合、私有人工林の整備については既存の国庫補助事業や森林環境譲与税を活用し行うことが出来るため、荒廃森林緊急整備事業については、里山林整備に重点化することを想定しています。（下表参照）

#### (将来の姿)

区分	やまがた緑環境税活用事業	森林経営管理制度	森林整備に係る活用事業（財源）	
			森林経営計画	
荒廃のおそれのある人工林 3万㍓	□環境保全を重視した森林整備の推進 1 荒廃森林緊急整備事業 (1) 人工林整備 ①針葉樹林維持型 ②針広混交林型	森林所有者が自ら管理  市町村に委託	作成	国庫補助事業
			未作成	自力
活力が低下した里山林 9万㍓	(2) 里山林整備 ①活力の低下した里山林の再生 ②森林景観整備・共存林整備	(森林経営管理制度の対象外)	作成	国庫補助事業
			作成困難	森林環境譲与税 (市町村による公的管理)
その他	□森林資源の循環利用の促進 2 森林資源再生事業 3 森林資源循環利用促進事業 4 広葉樹林健全化促進事業	(森林経営管理制度の対象外)	-	やまがた緑環境税

#### (2) 令和8年度までの対応方針

- ・ 現在、市町村では森林経営管理制度に基づく森林の現況調査やモデル地区における意向調査、森林境界の明確化等に取り組んでいますが、本格的な森林整備の着手時期については、マンパワー不足や意向調査に長時間を要する等の課題があり、現時点では未定としている市町村が多数を占めています。

- また、近年、頻発する集中豪雨による土砂災害の発生や河川の氾濫などを受け、県民の土砂災害・地球温暖化を防止する森林の公益的機能に対する期待が高まっています。
- このため、やまがた緑環境税を活用した荒廃森林緊急整備事業については、令和8年度までは現在の事業スキームを継続し、今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じた事業の見直しを行います。
- ただし、市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、国庫補助事業又は森林環境譲与税による整備対象森林となり得ることから、荒廃森林緊急整備事業の対象地から除外します。(下表参照)

(令和8年度までの対応方針)

区分	やまがた緑環境税活用事業	森林経営管理制度 (経営管理権の設定)	森林整備に係る活用事業(財源)	
			森林経営計画	
荒廃のおそれのある人工林 3万 <sup>㉔</sup>	□環境保全を重視した森林整備の推進 1 荒廃森林緊急整備事業  (1) 人工林整備 ①針葉樹林維持型 ②針広混交林型	経営管理権の設定が 予定されていない森林	作成	国庫補助事業
			未作成	やまがた緑環境税※
		経営管理権を設定する森林	作成可能	国庫補助事業
			作成困難	森林環境譲与税 (市町村による公的管理)
活力が低下した里山林 9万 <sup>㉔</sup>	(2) 里山林整備 ①活力の低下した里山林の再生 ②森林景観整備・共存林整備	(森林経営管理制度の対象外)	-	やまがた緑環境税
その他	□森林資源の循環利用の促進 2 森林資源再生事業 3 森林資源循環利用促進事業 4 広葉樹林健全化促進事業	(森林経営管理制度の対象外)	-	やまがた緑環境税

※ 過去10年以上間伐等の森林施業が行われていない60年生以下の人工林で、20年間の皆伐・転用禁止等の協定を県と締結した森林

### 3 ソフト関係事業の基本的な考え方

- ソフト関係事業は、県民参加の森づくりなどの活動を幅広く支援し、森林等への理解の向上や森林を支える意識の醸成を図り、県民全体で森林や自然環境を保全することを目的としています。
- ほとんどの市町村では森林環境譲与税を森林整備に優先して充当するとともに、やまがた緑環境税をソフト関係事業に充当するものとして整理を行っており、やまがた緑環境税を活用したソフト関係事業の継続が求められています。
- このことから、ソフト関係事業はこれまで通り NPO・地域住民・企業など県民との協働による森づくり活動、森林環境教育や木育、森づくり活動を担う人材育成、みどりを育む意識の醸成などとなります。
- 以上のことから、やまがた緑環境税を活用したソフト関係事業は、令和8年度まで現在の事業スキームを継続します。ただし、今後の取組み状況を確認しながら必要に応じ関係事業の見直しを行うこととします。

### 4 総括

- やまがた緑環境税によるハード及びソフト関係事業の使途については、やまがた緑環境税の創設目的、森林環境譲与税を活用した取組みの進捗状況など市町村の実情及び意見等を踏まえ、令和4年度以降も「やまがた緑環境税」と「森林環境譲与税」との併存による効果的な事業を展開することとします。ただし、今後の取組み状況を確認しながら必要に応じ関係事業の見直しを行います。